



交通事故にあったら…(交通事故への対応の仕方)

車同士やバイク・歩行中などの交通事故にあった場合はどの様に対処すればいいのでしょうか？

- ①相手の名前、電話番号、免許証を確認する。(車種、ナンバーなどもメモしておく)
- ②警察(110)に電話をして、事故の状況、場所、名前を伝えます。
- ③自分の連絡先を告げる(携帯電話)
- ④自分の加入している保険会社や担当者に連絡する。

事故現場、事故後は…

※交通の妨げになるときは車輛を移動する(それ以外は警察を待つ)

※交差点での事故の場合は相手の証言が変わることが多いので、後ろの車の人に証言してもらうと良いでしょう。

※事故処理の時間が無い場合は、その旨を警察に伝え、後日事故当事者二人で警察署に出頭して下さい。

※相手が任意保険に加入しているかどうか確認することも必要です。体に違和感、痛みなどを感じたら我慢せずに 当院に受診、またはご連絡ください。先に整形外科など受診、精査されてからでも構いません。

ア. 交通事故当日や翌日に病院などで受診する場合は病院の窓口で「交通事故」と申し出てください。
病院での治療費は「現金治療」となる場合もあります。

イ. 当院に受診した場合は、治療費はご加入の保険会社に後ほど当院より請求いたします。

ウ. ご自身が加入している任意保険会社にも後日事故に遭ったことをご連絡ください。
(搭乗者保険の請求など)

エ. 患者さまに、治療に関する「病院の選択権」が与えられていますので整骨院での治療も問題ありません。安心して受診してください。

オ. 病院に通院している患者さまも、整骨院を変える(転院する)ことができ、また併用も可能です。

ご不明な点はご連絡ください

自分が加入している保険会社、及び担当者の連絡先をメモしておきましょう。

保険会社名

担当者

保険会社連絡先

じん整骨院 **092-926-7256**